

## 第3章 豊王権（佃説）

### 1 用明天皇

#### (1) 『日本書紀』の用明天皇

『日本書紀』は用明天皇について次のように記す。

(欽明)二年(541年)三月、五妃を納(いれ)る。(中略)次に蘇我大臣稻目宿禰の女を堅塙媛という。七男六女を生む。其の一を大兄皇子という。是を橘豊日尊(用明天皇)と為す。其の二を磐隈皇女という。初め伊勢大神に侍(つか)へ祀る。後に皇子茨城に奸されたるに座(よ)り解けぬ。其の三を臘嘴鳥(あとり)皇子という。其の四を豊御食炊屋姫尊(推古天皇)という。

『日本書紀』

「用明天皇」は「欽明天皇」と蘇我稻目の娘「堅塙媛」の間に生まれている。  
「用明天皇」と「推古天皇」は兄妹である。

#### (2) 用明天皇の即位

「585年8月」に敏達天皇が崩御する。

(敏達)十四年(585年)八月、渟中倉太珠敷天皇(敏達天皇)、崩す。九月、天皇、天皇位に即く。磐余に宮をつくる。名付けて池辺の双槻宮(なみつきのみや)という。

『日本書紀』

□「585年9月」に「用明天皇」は即位する。

- 用明天皇の宮は「磐余」の「池辺の双槻宮」である。
- 「豊王権」と呼ぶことにする(後述)。

#### (3) 用明天皇の在位

「587年4月」に用明天皇は崩御する。

(用明)二年(587年)四月、天皇、大殿に崩す。

『日本書紀』

□用明天皇の在位

- 「585年9月」に即位
- 「587年4月」に崩御
- 用明天皇の在位は「585年9月～587年4月」の二年間である。

『古事記』も次のように記す。

橘豊日命、池辺宮に座して天下を治めること参歳なり。この天皇、(蘇我)稻目宿禰大臣の女、意富芸多志比売(おおぎたしひめ)を娶り、御子多米王を生む。(中略)

此の天皇(丁未年四月十五日崩)、御陵は石寸(いわれ)の掖上(いけのうえ)に在り。後に科長の中陵に遷すなり。  
『古事記』

『古事記』には用明天皇の崩年干支がある。

「丁未年(587年)四月十五日崩」である。『日本書紀』と一致する。

「池辺宮に座して天下を治めること参歳(3年)なり」とある。「足かけ三年」である。

## 2 「欽明天皇」への疑問

### (1) 父「欽明天皇」の都

用明天皇の父は「欽明天皇」である。「欽明天皇」は大和の天皇である。

(欽明)元年(540年)七月、都を倭国(磯城郡磯城嶋)に遷す。仍りて号して磯城嶋金刺宮と為す。  
『日本書紀』

欽明天皇の都は「大和の磯城郡磯城嶋」である。

□欽明天皇は大和の天皇である。

### (2) 欽明天皇の重臣

『日本書紀』は欽明天皇の重臣を次のように記す。

大伴金村大連・物部尾輿大連を大連と為し、及び蘇我稻目宿禰大臣を大臣と為す、並びに故の如し。  
『日本書紀』

「大伴金村大連・物部尾輿大連・蘇我稻目」は「阿毎王権」の重臣である。北部九州の人物である。「物部尾輿」は物部氏の「十三世」であり、「阿毎王権(倭国)」を樹立した「初代天皇」である。「欽明天皇」の重臣になるはずがない。

□欽明天皇の重臣はすべて「阿毎王権」の「天皇」や重臣ばかりである。

- 『日本書紀』は「阿毎王権」の「天皇」まで「欽明天皇」の重臣にしている。
- 「用明天皇」の父は「欽明天皇」ではない。

### (3) 「堅塙媛」は「欽明天皇」の妃ではない

用明天皇の母は「蘇我大臣稻目宿禰の娘堅塙媛」である。「欽明天皇」の妃である

という。

しかし「556年」に蘇我稻目は阿每王権の天皇の命令により、大和の高市郡に屯倉を設置している（前述）。「大和の高市郡」は「阿每王権」の支配下に入る。

それよりも「10年」も前に「蘇我稻目」は娘を「大和の欽明天皇」に嫁がせていることになる。辻褄が合わない。

○用明天皇の父は「北部九州」の人物であろう。

■『日本書紀』はその人物を抹消して、「大和の天皇（欽明天皇）」を用明天皇の父に捏造している。

□「用明天皇」の父は「欽明天皇」ではない。

■『日本書紀』は「用明天皇」を大和の天皇にするために父を「欽明天皇」に捏造している。

### 3 用明天皇の本拠地

#### (1) 用明天皇の年号

「阿每王権」の年号は次のようになっている。

○阿每王権の年号

- 貴樂 552年～569年
- 金光 570年～575年
- 賢棲 576年～580年
- 鏡常 581年～584年
- 勝照 585年～588年
- 政端 589年～593年
- 告貴 594年～600年
- 願転 601年～604年
- 光元 605年～610年

『襲国偽僧考』の「勝照」年号の説明文に「和重」年号が出てくる。

■勝照

用明帝之時、和重二年に終わる。

『襲国偽僧考』

「和重」年号は「用明天皇」の年号である。

用明天皇の即位は「586年」である。「和重二年に終わる」とあるから「和重」年号は「586年～587年」である。

「和重」年号は「九州年号」である。「阿每王権」の「勝照（585年～588年）」と並

存している。

- 用明天皇は北部九州に新王権を樹立する。
  - 北部九州には「阿毎王権」が存在する。
  - 用明天皇の「新王権（豊王権）」は「阿毎王権」と並存する。

## (2) 「磐余」

用明天皇の宮は「磐余」の「池辺の双楓宮（なみつきのみや）」である。

「磐余」は北部九州の何処にあるのだろうか。

『新撰姓氏録』に「阿智王」の記録がある。

姓氏録第二十三巻に曰く、阿智王

誉田天皇の御世、本国の乱を避け、母並びに妻子、同母弟迁興徳、七姓の漢人等を率いて帰化する。(中略) 天皇、その來たる志を矜(あわれ)み、阿智王を号して使主と為す。仍りて大和国桧隈郡郷を賜り、之に居す。時に阿智使主、奏して言う、臣、入朝の時、本郷の人民は往きて離散す。今聞く、遍(あまね)く高麗・百濟・新羅等の國に在りと。望むらくは使いを遣わし、喚び来るを請う。天皇、即ち使いを遣わし之を喚ぶ。

大鷦鷯天皇の御世、落(村落)を挙げて隨い来る。今の高向村主・西波多村主・平方村主・石村村主・飽波村主・危寸村主・長野村主・俾加村主・茅沼山村主・高宮村主・大石村主・飛鳥村主・西大友村主・長田村主・錦部村主・田村村主・忍海村主・佐味村主・桑原村主・白鳥村主・額田村主・牟佐村主・甲賀村主・鞍作村主・播磨村主・漢人村主・今来村主・石寸村主・金作村主・尾張吹角村主等、是其の後なり。

『新撰姓氏録』逸文

阿智王は「本国（中国）の乱を避け」て日本へ来る。「大和国桧隈郡郷を賜り」とある。しかしこれは誤りである。大和に「桧隈郡」は存在しない。「桧隈」は肥前である（54号、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

阿智王は中国から朝鮮半島（高麗・百濟・新羅）へ逃げている人々を喚び寄せる。人々は肥前に来て住む。「30人の村主（村長）」が出来る。その中に「石寸（いわれ）村主（すぐり）」が居る。「石寸（いわれ）」は「磐余（いわれ）」であろう。「石寸（磐余）」は「肥前」にある。

用明天皇の「磐余の池辺の双楓宮」も肥前にあるのではないだろうか。

## (3) 身狭村主青と「磐余」

「464年」に身狭村主青は「倭王権」の命令により、呉（宋王朝）へ派遣される。

（雄略）八年（464年）、身狭村主青・檜隈民使博徳を呉国に使わす。

『日本書紀』

「身狭（むさ）村主」は「牟佐（むさ）村主」であろう。「30人の村主（村長）」の一人である。肥前に住んでいる。「身狭村主青」はその子孫であろう。

身狭村主青が帰国したときに「磐余」が出てくる。

（雄略）十年（466年）九月、身狭村主青等、呉の献じた二つの鵝（がちょう）をもって筑紫に到る。是の鵝は水間君の犬に噛まれて死ぬ。（別本に云う、是の鵝は筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬の為に噛まれて死ぬという。）是により水間君、恐怖し、憂愁して自ら黙することあたわす。鴻十隻と養鳥人を献じ、以て罪を贖うことを請う。天皇、許したまう。

冬十月、水間君が献じた養鳥人等を以て軽村・磐余村の二所に安置す。

『日本書紀』

「466年」であるから「倭王興」の時代である（54号、62号）。身狭村主青等は呉が献じた二羽の鵝（がちょう）をもって「倭王興」の待つ筑後に帰ってくる。筑後の「水間（三瀬）」に上陸している。

ところが水間君（三瀬）の犬に鵝は噛まれて死ぬ。水間君は罪を贖うために鴻十隻と養鳥人を献じる。「養鳥人等を以て軽村・磐余村の二所に安置す」とある。

「軽村」「磐余村」は筑後か肥前にある。

(4) 熊襲征伐ルートと「磐余」

『日本書紀』の「神功紀」の記述は順序が間違っている。「（神功）元年」に「（仲哀）天皇の喪を収めて海路より京へ向かう」とある。しかしこれは「372年以降」に武内宿禰に追われて近畿地方へ逃げた時のことである。

「神功紀」を復元すると次のようになる。

○復元された「神功紀」

- 「362年6月」に仲哀天皇は熊襲との戦いで戦死する。
- 神功皇后は熊襲征伐へ向かう。
- 仲哀天皇を（河内国）長野陵に葬す。
- 磐余に都する。これを若桜宮という。
- 「364年」に貴国を樹立する。

「仲哀天皇」を埋葬した「長野」は「佐賀県三養基郡基山町長野」であろう。  
「磐余の若桜宮」は「鳥栖市神辺（こうのえ）町」であろう（65号）。

□「磐余」は「鳥栖市神辺町」にある。

- 用明天皇の「磐余の池辺の双楓宮」は「鳥栖市萱方町」に在る。
- 神功皇后の「磐余の若桜宮」は「鳥栖市神辺町」に在った。
- 阿智使主の「石寸（磐余）村主」も「鳥栖市神辺町」に居たのであろう。

## 4 用明天皇の殺害

### (1) 穴穂部皇子の乱

『日本書紀』に「穴穂部皇子の乱」といえる事件がある。

- （敏達）十四年（585年）八月、天皇、病により大殿に崩す。是の時、殯宮を広瀬に起つ。（中略）穴穂部皇子、天下を取らむとす。発憤して称して曰く、「何故、死んだ王の庭（朝廷）に事えて、生きている王の所に事えないのか」という。
- （用明）元年（586年）五月、穴穂部皇子、炊屋姫皇后を姦さむとして殯宮に入る。三輪君逆、兵を集めて防ぐ。（中略）穴穂部皇子、陰に天下に王たらむことを謀りて、口に詐（いつわ）りて逆君を殺さむとす。
- （或る本に云う、穴穂部皇子、自ら行きて射殺すという。）『日本書紀』

「穴穂部皇子」は逆君を殺すと偽って「用明天皇」を射殺している。

穴穂部皇子は「天下に王たらむ」として「用明天皇」を殺している。反逆である。

### (2) 用明天皇と蘇我馬子

「穴穂部皇子の乱」は「（用明）元年（586年）五月」である。穴穂部皇子は「586年5月」に用明天皇を殺害している。

ところが「用明天皇」の死去は「587年」である。『日本書紀』も『古事記』も用明天皇の崩年は「587年4月」で一致している。

- （用明）二年（587年）四月九日、天皇、大殿に崩す。
- 七月、磐余の池上陵に葬す。 『日本書紀』
- 用明天皇の崩年 丁未年（587年）四月十五日崩 『古事記』

「穴穂部皇子の乱」は「587年4月」である。

「二ヶ月後」の「587年6月」に「穴穂部皇子」は蘇我馬子に殺される。

（崇峻）即位前紀（587年）六月、蘇我馬子等、炊屋媛尊を奉りて佐伯連丹經手・土師連磐村・的臣真囁を詔して曰く、「汝等、兵を嚴かにして速やかに往きて穴穂部皇子と宅部皇子を誅殺せよ」という。 『日本書紀』

穴穂部皇子は蘇我馬子によって殺される。

### (3) 用明天皇と穴穂部皇子

「用明天皇」と「穴穂部皇子」は兄弟であるという。

(用明)二年(587年)六月、大臣馬子宿禰。奉炊屋姫命。遣佐伯連等率兵。

誅殺穴太部、宅部皇子。此二皇子用明天皇之二兄弟也。然呪詛天皇。厭魅大臣。故及于死矣。  
『扶桑略記』

「穴太部（穴穂部皇子）と宅部皇子の此の二皇子は用明天皇の二兄弟なり」とある。穴穂部皇子は兄の用明天皇を殺して王位に即（つ）こうとした。そのため蘇我馬子によって誅殺された。

これが「穴穂部皇子の乱」の真相である。

## 5 用明天皇の系譜

### (1) 用明天皇の長子

用明天皇の長子は「多米王」である。

橘豊日命、池辺宮に座して天下を治めること参歳なり。この天皇、（蘇我）稻目宿禰大臣の女、意富芸多志比売（おおぎたしひめ）を娶り、御子多米王を生む。（中略）此の天皇（丁未年四月十五日崩）、御陵は石寸（いわれ）の掖上（いけのうえ）に在り。後に科長の中陵に遷すなり。  
『古事記』

「橘豊日命（用明天皇）」の長子「多米王」は「御子」とある。「御子」は天皇の子である。また「多米王」とある。「王位」に即いているのであろう。

### (2) 二人の「豊日天皇」

用明天皇の正式な名前は「橘豊日天皇」である。名前に「豊日」が付いている。「豊日」が付く天皇がもう一人居る。

(孝徳)即位前紀、天萬豊日天皇（孝徳天皇）は天豊財重日足姫天皇（皇極天皇）の同母弟なり。  
『日本書紀』

「孝徳天皇」は「天萬豊日天皇」である。「豊日」が付いている。「豊日」が付く天皇は「用明天皇」と「孝徳天皇」の二人だけである。二人は関係があるのでないだろうか。

「孝徳天皇」について『日本書紀』は「皇極天皇」と姉弟（同母弟）であると記す。

(皇極)即位前紀、天豊財重日足姫天皇（皇極天皇）は渟中倉太珠敷天皇（敏達天皇）の曾孫、押坂彦人大兄皇子の孫、茅渟王の女なり。母は吉備姫王と

いう。

『日本書紀』

しかし「敏達天皇（敏達（阿每）、十四世大市御狩連公）」や「押坂彦人皇子（十五世物部大人連公）」は「阿每王権」の天皇である。

「皇極天皇」は「宝皇女」であり、「上宮王家」である（後述）。

『日本書紀』は「皇極天皇の系譜」も「孝徳天皇の系譜」も偽っている。

### (3) 「豊」の付く天皇や皇子

#### ○ 「豊」の付く天皇および皇子

- 橘豊日天皇 ……用明天皇
- 豊御食炊屋姫天皇 ……推古天皇
- 豊耳聰聖徳 ……厩戸皇子
- 天豊財重日足姫天皇 ……皇極天皇（宝皇女）
- 天萬豊日天皇 ……孝徳天皇
- 天豊財重日足姫天皇 ……齐明天皇（宝皇女）

「厩戸皇子（上宮皇子）」と「宝皇女（皇極天皇、齐明天皇）」は「上宮王家」である（後述）。

「用明天皇」「推古天皇」「孝徳天皇」には「豊」の字が付いている。

『日本書紀』は「田目皇子（多米王）」について次のように記す。

（用明）元年（586年）正月、蘇我大臣稻目宿禰の女石寸名を立てて嬪と為す。  
是田目皇子を生む。（更の名は豊浦皇子）

『日本書紀』

用明天皇の長子「田目皇子（多米王）」にも「豊」が付いている。

## 6 推古天皇

### (1) 推古天皇の即位

「591年」に「上宮法皇」は「阿每王権」から独立して「肥前の飛鳥」に「上宮王権」を樹立する（後述）。

「592年」に「推古天皇」は即位する。

（推古）即位前紀（592年）十二月、皇后、豊浦宮に於いて天皇位に即く。

『日本書紀』

兄の「用明天皇」は「585年9月」に「阿每王権」から独立して「豊王権」を樹立する。しかし「587年」に兄弟に殺害される。「王権」は中断されたままである。

「591年」に「上宮王権」が樹立する。

「推古天皇」はこれを見て急遽「豊王權」を再興することを決心する。「豊浦宮」で即位する。

「豊浦宮」は肥前の三根郡葛木の「豊浦」である（後述）。

(注) 「587年」に用明天皇が殺害された時、妹の「推古天皇」は三根郡葛木の「豊浦」へ逃げたのではないだろうか。そのとき長子「多米王（豊浦皇子）」を引き取り「豊浦」で養育したのであろう。

『襲国偽僕考』に「始哭」年号が出てくる。「始哭」年号は他の王權とは繋がらない。

□「592年」に「推古天皇」は「豊浦宮」で即位する。

- 兄「用明天皇」が樹立した「豊王權」を再興する。
- 「始哭」年号は「推古天皇」の年号であろう。

### (2) 「豊王權」

「587年」に「用明天皇」は殺害される。年齢は不明である。しかし「王權」を樹立している。殺害される「587年」には「30才」にはなっているであろう。

「孝德天皇」には「用明天皇」と同じ「豊日」が付いている。「用明天皇」の子孫であろう。「孝德天皇」が崩御するのは「654年」である。「用明天皇」が死去して「67年」後である。一世代を「23年～25年」とすると「2.5世代」の年月である。「孝德天皇」は「用明天皇」の孫であろう。そのため同じ「豊日」を付けているのであろう。

「多米王」は「豊浦皇子」とも呼ばれている。「推古天皇」は「豊浦」に住んでいた。「多米王」は父「用明天皇」が殺害された時、幼少だったので「用明天皇」の妹「推古天皇」が引き取り、「豊浦」で養育している。そのため「豊浦皇子」と呼ばれたのであろう。

「豊王權」の系図は次のようになる。

図41 豊王權の系図

(65号 p 209)

### (3) 推古天皇と小墾田

「603年」に「推古天皇」は小墾田へ移る。

(推古) 十一年（603年）十月、小墾田宮に遷る。

『日本書紀』

「推古天皇」は「蘇我馬子」と土地を交換する。

推古天皇の御世に到り、大臣馬子宿禰に勅して曰く、「吾が都葛城豊浦宮の処と汝の小治田の建興寺の地を互いに代えしめん」となり。馬子、勅命に隨

い、諸司は建興寺を毀し、豊浦宮を小治田の仏地に遷さしむ。号して豊浦の小治田宮という。

亦、建興寺を豊浦宮の地に造作す。名を改め元興寺という。亦豊浦寺という。

『和州五郡神社神名帳大略註解卷四補闕』

「小墾田」は「鳥栖市山浦町」にある。兄「用明天皇」の宮「鳥栖市萱方町」に近い。「蘇我氏」は「豊浦」に移り、「蘇我馬子」の子（蘇我蝦夷）は「豊浦大臣」と呼ばれる。

## 7 豊王權と磯長

### (1) 孝徳天皇と磯長陵

「645年6月」に「乙巳の変」が起きる。「12月」に孝徳天皇は難波へ移る。

(孝徳) 大化元年（645年）十二月、天皇、都を難波長柄豊崎に遷す。

『日本書紀』

「難波長柄豊崎宮（宮殿）」が完成するのは「651年」である。

(孝徳) 白雉二年（651年）十二月、天皇、大郡より遷り新宮に居す。号して難波長柄豊崎宮という。

『日本書紀』

「難波長柄豊崎宮」は大阪市東区法円坂にある「前期難波宮」である。

「654年」に「孝徳天皇」は崩御する。

(孝徳) 白雉五年（654年）十月、天皇、正寝（正殿）に崩す。

十二月、大阪磯長陵に葬す。

『日本書紀』

「654年」に「孝徳天皇」は「大阪磯長陵」に埋葬される。

### (2) 用明天皇・推古天皇の改葬

「推古天皇」は「大野の丘」に埋葬されて、後に「科長の大陵」に改葬される。

- 豊御食炊屋比賣命（推古天皇）。御陵は大野の岡の上に在り。後に科長の大陵に遷す。

『古事記』

- （推古）元年（593年）、橘豐日天皇（用明）を河内磯長陵に改葬す。

『日本書紀』

「大野の丘」は鳥栖市にある「朝日山」である（65号）。「小墾田」に近い。

「推古天皇」は「大野の岡の上（朝日山の頂上）」に埋葬される。

「用明天皇」は「科長の中陵」に改葬される。

此の天皇（丁未年四月十五日崩）、御陵は石寸（いわれ）の掖上（いけのうえ）に在り。後に科長の中陵に遷すなり。  
『古事記』

図42 磐長谷古墳群

(65号 p 223)

「図42」の「11番」が「推古天皇」の陵であろう。「16番」が「用明天皇」の陵であろう。

「15番（二子塚）」は孝徳天皇の「父（多米王）」と「母」の陵であろう。「多米王」は用明天皇の子であるから「16番（用明天皇陵）」の隣に墓を造っている。

問題は「孝徳天皇」の陵である。歴史学者や考古学者は「19番」を「孝徳天皇」陵にしている。しかし「豊王権」の陵はすべて「方墳」である。「豊王権」の墓を肥前から磐長へ改葬した「孝徳天皇」の墓が「円墳」ということになる。あり得ない比定である。

また「上宮王権」の「聖徳太子」の墓を「8番（聖徳太子墓）」に比定している。しかし「聖徳太子」は「斑鳩王」であり、磐長に埋葬されるはずがない。

「8番（叡福寺北古墳）」は「孝徳天皇」の陵であろう。（65号）

□ 「叡福寺北古墳」は「孝徳天皇」の墓である。

■ 聖徳太子の墓ではない。

### ○用明天皇・孝徳天皇の系図

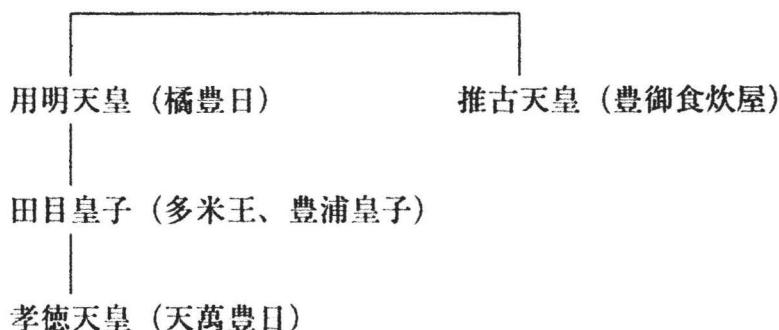


図41 豊王権の系図

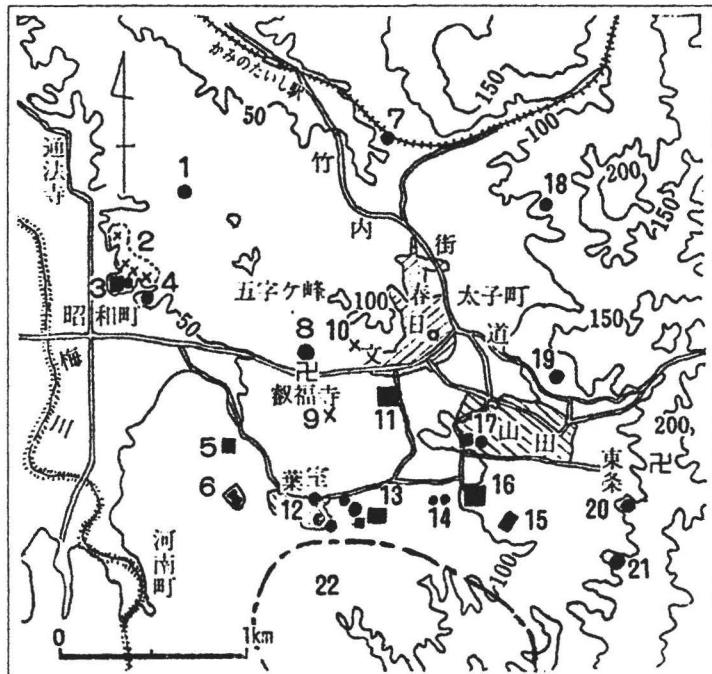


図42 磯長谷古墳群

(1 御嶺山古墳、2 九流谷円筒棺群、3 九流谷古墳、4 吉田山古墳（消滅）、  
5 皇子塚古墳、6 敏達陵古墳、7 太平塚古墳、8 聖徳太子墓、9 伝蘇我馬子塚、10 小学校裏山の石棺、11 用明陵古墳、12 北・天皇塚古墳、南・豊岩古墳、  
東南・五工衛門石、13 北・モンド神塚古墳、中央・釜戸塚古墳、南・石塚古墳、東・  
越前塚古墳、14 小原1・2号墳、15 二子塚古墳、16 推古陵古墳、17 東・伝石川磨墓、  
西・松井塚古墳、18 茶臼山古墳、19 孝徳陵古墳、20 伝小野妹子墓、21  
消滅古墳、22 一須賀古墳群)